

「産業データサブワーキンググループ」

第3回議事要旨

【概要】

- 日時：令和6年9月24日(火) 13:00-15:00
- 場所：オンライン会議

【議事要旨】

1. 開会

2. 第2回 SubWG 振り返り、本日の進め方

- データローカライゼーションが政府による行為・リスクとして位置付けられているが、民間企業の行為・リスクとしても位置付けられる。一般にグローバル企業が、自社のコンプライアンス方針から、アクセスコントロールリストを整備し、特定国の取引先・や社員に他国のデータを見せないといった事例は日常的に存在する。
 - ☆ ご指摘のリスク内容に関して、記載を検討させていただく。
- 第1回 SubWG でデータライフサイクルについて議論し、データのライフサイクル全体について取り扱うこととなったと記憶しているが、第2回以降のリスク・打ち手の整理に「データの廃棄」に関する話題が触れられておらず、反映されていない。会議の継続性を考えると、第1回の内容を常に頭において議論できるわけではないため、資料上も過去に議論した内容を明示しておくべきと考える。
 - ☆ 今回の振り返りにおいては、第2回 SubWG の事例紹介を踏まえ、重要だと言及されたリスクを中心にとりまとめている。前回議論では触れられなかったが、廃棄に関して重要なリスクがあれば、その内容も追記したい。また過去の検討で定義されたスコープについては、整理・明示する。
 - ☆ データの生成・処理・保管から廃棄までのライフサイクル全体を書いておく必要があると考える。廃棄は重要なテーマであり、例として日本においてもハードディスクの廃棄において、完全に破壊せずに横流ししたことにより、個人情報等が流出する事件が数年前に起きた。またクラウドではサーバーに残ったデータの廃棄について SLA 契約の中で取り決めるケースも存在する。廃棄について日本の法規制と海外の法規制が違う場合、どのような考えを持たなければならないか議論が必要となる。
- 民間・政府の共通テーマとして、オペレーションの主体も重要な内容となるが、今回の整理ではその要素についてあまり触れられておらず、データの側面だけが主体となっている。オペレーションの主体という視点が欠けることで、ステークホルダーの立ち位置や主権などに伴う課題が見えなくなってしまうことを懸念している。例として、同じデータが反社会的な組織・人に渡ること、データ流出や持ち出し、悪用といった事態が発生する可能性があり、そのようなリスクが現状の整理の中で議論出来ない。
 - ☆ オペレーションの主体については、親会であるデジタル庁の国際データガバナンスアドバイザリー委員会にて整理される認識となる。本検討会とも適宜情報連携は進めており、本検討会はデータの移転・国際利用にフォーカスした検討の位置づけとして、データドリブンの議論にフォーカスしたい。（事務局）

- ◇ デジタル庁と経済産業省の間で引き続き会話がなされ、リスクの抜け漏れが対処されるものと理解した。
- リスクを捉える観点として、法の抵触は重要な観点となり、現状「目的の正当性」の一部として記載されているが、ローカライゼーション、ガバメントアクセス、データの共有・開示義務等の個別リスクとは別次元の内容と考えている。
 - ◇ ご指摘の通りと考えており、整理の方法を検討したい。

3. プレゼンテーション・事例のご紹介

- BSA(BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス)は、クラウドサービス・AI 開発・サイバーセキュリティ企業等のエンタープライズソフトウェアの事業者を中心に構成されている団体となり、世界 30 カ国において、IT 政策の動向を踏まえ、デジタル経済の成長を推進するための政策提言活動や政府関係者との意見交換を実施している。更にデータ政策に関して、IT 業界だけでなく分野横断的な連携が必要という認識から、BSA が事務局となり GDA(グローバル・データ・アライアンス)が設立された。
- 今回はリスクベースアプローチの越境データマネジメントとして、特に留意点・リスクを中心にご報告させていただく。
 - ◇ データの供与・利活用に関しては分野別にまとめた資料を HP に公開している。
- ローカライゼーションに関して、事務局資料及び、他委員からのご指摘内容と近いが、国内保存要求・海外移転に関する規制・制限、国内データセンターの利用義務・現地業者による運営、国内サービスプロバイダーの利用要求などがリスクとして挙げられる。
 - ◇ なお中国の重要データの越境に関する安全評価の要件は、2024 年に入り、CAC(国家インターネット情報弁公室)がデータの越境・移転に関する安全審査基準規定を公開しており、ある程度緩和されるものと伺っている。
- ガバメントアクセスに関しては、いくつかの保護策が存在し、リスクが発現する可能性は総じて低いものと認識している。
 - ◇ 個人情報に関しては、OECD のデジタル経済政策委員会の閣僚会議で「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択され、その中で 7 つの原則が掲げられており、法的な根拠があること・必ず事前に承認を得ること・透明性を確保するための仕組みがあること等が盛り込まれている。
 - ◇ また WTO の TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の中において企業秘密の保護を侵害しないという国際的な義務が定められている。
 - ◇ 中国においては、重要データの中国国内から国外への越境移転に関して、移転されるデータの性質、および使用されるネットワークやサービスプロバイダーに関する情報提出を要求していると報じられているが、特殊的な措置と認識している。
- データの越境に関する留意点・リスクを踏まえた打ち手について、技術的な対応策も議論されている。
 - ◇ データのセキュリティと完全性を確保するため、個人データであれば匿名化・仮名化や、PETs(Privacy-Enhancing Technologies)等の技術活用がなされている他、内部統制やリスクの高い国や関連会社に対する機密データ移転の停止などの措置が取られている。

- ◇ こうした措置に関して、適応有無やタイミングの判断に際して、企業側で様々な情報に基づいてリスクを評価している。その一つとしてデータの受取先である国のデータ規制の厳格さに関する情報も含まれる。
- GDA では 2023 年に「越境データ政策インデックス」を公開しており、100 の経済圏における越境データ政策を、比較的オープンなデジタル政策から極めて制限的なものまで 4 段階に分類している。評価方法としてはローカライゼーション要件・データ制限に関する国家の規制・その他の措置を考慮している。
- GDA では、デジタル信頼に関する提言として、IAP(Institutional Arrangement for Partnership)参加者における越境データ制限及び、個人情報扱いに関する提言をまとめており、各国政府の関係者に対する働きかけを続けていきたいと考えている。
- 日本知的財産協会は 1938 年に設立した知財に係る業界横断の団体で、現在 1,373 社が参画している。知的財産の諸制度の適正な活用、改善を図り、会員企業の経営、技術の進歩、日本の産業発展に寄与することを目的としている。
- 各社から示された課題を、「商流内のデータの利用」、「データの越境移転、強制開示の制度」、「企業の組織的対応」の 3 点に整理しており、本日は特に前回の議論で取り上げられなかった項目を中心に説明する。
- 「商流内のデータの利用」に関して、あるデータ保有者が他国のデータ利用者にデータを越境移転し、利用者がデータを分析・加工し、保有者にそのデータを戻すモデルを想定する。
 - ◇ 保有者の課題として、利用者による意図せぬ漏洩・開示のリスクがある。例として、機器のセンシングにおける生データは欧州では営業秘密に該当しないと判断される傾向にあり、日本と同様の保護が受けられない可能性がある。打ち手としては、契約でデータの利用開示等の権限を定めておくことが考えられる。具体的な保管方法・期限・場所を定めるほか、契約履行確保のために紛争解決手段として仲裁・調停を活用することも有効となる。
 - ◇ 利用者側の課題として、事業に必要な利用・開示が可能かとの懸念がある。また、契約を締結してもデータが実際に移転されるまで詳細を確認できない構造的な課題もある。更に、法制度の観点ではデータが著作物の場合、著作権制度の差異により、想定した利用が出来ない可能性もある。例として、AI 学習は日本では商用目的で一定の条件の下で利用可能だが、権利者の許諾が必要な国もある。打ち手としては、契約でデータの利用条件を定めておくことが考えられる。例として、社内での自由な利用や第三者に守秘義務を課して開示することを求める、等が挙げられる。相手国の法制度の下では利用が難しい場合も、契約で利用・開示の権限を定めることが有効となる。
 - ◇ 加えて、提供目的を終えた後のデータの取り扱いについて、データ保有者の立場ではデータ利用者にデータが残ることで、営業秘密漏洩の危険性・リスクがある。一方で、データ利用者はデータを継続的に活用できることが望ましい場合もある。打ち手として、契約で提供目的を終えた後のデータの取り扱いを定めることが考えられる。データの保有者と利用者で利害が反する可能性もあるが、受領したデータは廃棄するが分析加工データは自由に活用できるなど、保護と利用をバランスさせた条件で合意できることが望ましい。

- 「データの越境移転制限」に関して、特に法制度の運用の予見可能性が低い場合には意図せずに違法となる懸念があり、現地の専門家と相談しても企業でのリスク判断が難しい現状がある。
 - ✧ 打ち手として、極端ではあるが、データを越境しないことが考えられる。国内でデータ取得が可能で、人材設備も確保でき、コスト面でも成立すれば、データの越境を伴わずに事業が可能となる。
 - ✧ 加えて、越境移転に必要な措置を取ることを当事者間で合意し、リスクを低減することも挙げられる。例として、保有者にてデータを確認し、越境移転を行う手当をすることが考えられる。
- 「データの強制開示」に関して、主に保有者側の課題として、ガバメントアクセスや法制度で認められたデータへのアクセス等により営業秘密が漏洩する懸念がある。
 - ✧ 打ち手として、データ開示のリスク・コスト等の影響とデータ収集の必要性・付加価値を比較し、データ収集を行わないことの検討が考えられる。データ収集を伴わないシンプルな製品サービス提供が事業上有利となる場合もある。
 - ✧ 2つ目の打ち手は、データ開示に伴い一定の技術が開示されることを前提に、自社の強み・技術、特に営業秘密で保護する領域を見直し、自社の競争力の維持を図ることがある。
 - ✧ 3つ目の打ち手は、可能な場合は限定的ではあるが、データ開示により営業秘密の保護が難しくなる技術について特許出願を行い、保護を得ることも考えられる。
- 「企業の組織的対応」について、産業データは個人データに比べて啓発が進んでおらず、企業内組織を跨った検討が十分に行われず、リスクとなるデータ授受を行ってしまう懸念がある。打ち手としては、データの取得・提供時のチェックリストを作成し、社内確認を促すことが考えられる。
- 最後に、EU Data Act に関して知財観点の課題を1点紹介する。EU Data Act ではデータ取引はFRAND(公平・合理的・非差別的)であるべきと定められているが、これがデータ利活用の妨げになる懸念がある。FRAND は標準必須特許の分野で発展した考え方であるが、同一価格での提供を前提とした考え方となり、パートナーに定額提供した場合、競合にも定額提供が必要となる。そのため、実務上行われている柔軟なデータ関連の取引が引き続き行えるよう、取引対価に一定範囲の裁量を与えることがデータの利活用促進のために望ましく、柔軟で幅のある FRAND の在り方が良いと考えている。
- 本協会は、製造に関する様々な立場の方々からユースケースを出していただき、分類・整理している。大きくは4つのグループに分類できると考えており、分類ごとに代表的なユースケース素案を整理している。
 - ✧ 各ユースケースに対し、実行を要求する主体(株主、顧客、従業員、等)、共有されるデータ、データ共有の対象をマッピングしている。
 - ✧ 加えて、各ユースケースに対して、データ送付側・管理側・利用側それぞれに、データ共有における懸念点をマッピングしている。
- データ共有の懸念を踏まえ、何が満たされなければデータを共有できないかという条件を整理した構造図を作成している。これは国内における様々なデータスペースの検討に対するインプットとしてもらう目的で作成している。
- AI データ活用におけるデータの海外流出リスクについて、今後個社だけでなく産業としてデータ収集とAI活用が進む中、新しい攻撃・不正のパターンを導出することが目指されており、集合知活用が期待されている。

- ◇ 金融の世界ではクレジットカードの不正利用のデータを自社だけでなく業界全体として集め、学習分析することによって新しい攻撃のパターンを見出す取組が行われている。製造業においても同様の集合知活用は期待できる。
- ◇ 一方、海外の AI プラットフォーマーが多数生まれている中で、AI をどう取り扱うか、リスクは何かについてのガイドラインが今後必要となっていると考えられる。
- ドイツにおいて、これまで規制・制度の枠組み整備が進められてきた中で、足元では企業の現場におけるデータガバナンスをどうすべきかが課題として認識されており、データガバナンスの観点での要求の整理をはじめている。
- 最後に、少し毛色が異なるテーマだが、データ越境含めたユースケースとして、契約の自動化についてご紹介する。ドイツで Legal Tested プロジェクトというマシン間の自動契約を法的に安全に行うための調査・実証が完了し、近々報告書が発行される。契約そのものをマシンが自動生成し、マシンとマシンで自動契約を交わすというような取組であり、サンプルコントラクト・スマートコントラクトを取り巻く法的問題の分析も行われたということで、今後の検討に役立つ可能性がある。

4. ディスカッション

- 直江委員のご説明内容について、中国の重要データに関して、安全性評価を CAC が緩和しているお話があったが、自動車の関連データは対象外の認識となる。米国についても自動車・医療に関するデータは制限が加わり、データの価値が高いところに対してデータの制限が加わっていると直江委員のプレゼンテーションの中にあったが、そうした部分に対して緩和がなされるのか、ご認識・ご意見をいただきたい。
- ◇ 中国の重要データに関する規制について、関連当局が重要データに該当すると通知や公表していない限りは越境移転が出来るとされていたこと、個人データに関して年間 1 万人以下のデータを国外に移転する事業者が制限対象外となっていたところ、10 万人以下が対象となっていた部分で緩和されていたという見方が出来るが、規制に関し曖昧な部分も残っているという認識である。
- ◇ 米国の制限に関しては、担当者と状況を確認し回答させていただきたい。
- 和泉委員のご説明内容について、EU Data Act にて FRAND 条件が規定されているということだが、法律関係者の間などで論点になっているのかご教示いただきたい。
- ◇ EU Data Act において、FRAND の在り方について条文上では明確に決められているわけではない認識となる。EU の担当者に詳細を確認した上で回答させていただく。
- 中島委員のご説明内容について、ドイツではデューデリジェンス法が国内で運用されている認識だが、そこにデータの越境・移転が関係していないか、ご認識をご教示いただきたい。
- ◇ 現時点では詳細を確認出来ていないが、来月にドイツのメンバーと会話の機会があるため、その際に理解を深め、皆様にもフィードバックさせていただきたい。
- 和泉委員のご説明内容について、どのように各国の法制度の調査をしているか、調査にはどのような難しさがあるか、ご教示いただきたい。
- ◇ 経済産業省や JETRO 等の Website に記載されている各国制度の調査資料を確認した上で、適宜原文を確認し、その上で深く理解する必要がある場合には現地の専門家にヒアリングする等の

流れで調査している。法制度の運用まで把握することに難しさがあり、幣協会では現地に調査団を派遣しての調査、意見交換も行っている。

- ◇ 経済産業省で公開している各国の法制度にかかる各種資料は非常に参考になっており、引き続き公開を続けていただきたい。
- 直江委員のご説明内容について、現時点ではガバメントアクセスの要求は少ないという状況と捉えられていると理解したが、TRIPS 協定の存在が企業秘密の保護にどのように役立っているのか、ご教示いただきたい。
 - ◇ 開示されていない情報の保護について規定されており、TRIPS 協定の存在自体は有効であると考えている。一方、安全保障の例外規定も盛り込まれており、建付けを明確にすることが重要となり、考え方が近い国家の間で合意し、相互運用性のある枠組みを作っていくことが働きかけとして重要と考えている。
- 和泉委員のご説明内容について、データの強制開示に関して特許出願などによる保護を検討する打ち手があったが、どれほど有効な認識となるか。現時点で秘匿し保護する意義が低いものを特許化することか、技術者が見るとノウハウが分かってしまうものは特許化し・秘匿の必要性の高いものは引き続きリスクにさらされることになるか、認識をご教示いただきたい。
 - ◇ 内容によってノウハウとすべきか、特許とすべきかを切り分けるべきと考える。外から確認できず、秘匿するほうが保護に資するものをノウハウで保護するという考え方になる。
- これまでノウハウ・秘匿していたものについて、データの開示が義務付けられると秘匿がする意義が薄れるので、特許化に流れる可能性があるという理解か。
 - ◇ その理解。ノウハウによる保護が難しく、かつ、特許の要件を満たす技術については、そのような可能性はありうる。
- 直江委員に対して、GDA においては国際的にデータをどのように定義されているかについてご質問させていただきたい。共通認識がなければ契約時に言葉が通じないことになりかねないと考えている。
 - ◇ 各法規制においてデータの定義は異なるが、契約含めてどのように定義するのかは重要なポイントであり、今後も議論が必要なポイントと認識している。
- データの定義は、基本的に国際で定められており、クラシフィケーションとしてオーガナイズーショナルデータ・インディビジュアル（個人）データなどの分類がある。基本的にはそれをベースにセキュリティ・AI 等の用語を定義している。この委員会においても、クラシフィケーションがどのようになっているかの確認が必要であると認識した。
- 本検討会において、様々な有識者からのプレゼンテーションにおいて、利用者・保管者・提供者など、ステークホルダーの名前がばらついていることが見受けられる。事務局で内容をまとめる際には、ステークホルダーの名前と定義をある程度明確にしていきたい。
- 直江委員に対して、GDA に中国の企業は入っているのか、ご質問させていただきたい。

- ◇ 現時点で中国企業は GDA に所属していない。同じ方向性の考えを持つメンバーや関係者と協力し、フレームワークを構築することが重要と考えている。
- この検討会の中で、個人情報とはスコープに入れることになったと理解しているが、個人情報の取り扱いについて、データの該当性だけで考えるのはリスクがある。日本においても個人情報ではないものを個人情報に関連する情報と紐づけた場合、個人データ扱いになる。
- 打ち手について、経済産業省で作成された「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」は非常に出来が良く、参考にしていくべきだと考えている。あくまで国内の利用を前提としてはいるが、農水省ではこのガイドを元に農業分野の記載を反映・ユースケースを追加したものも作成されている。データの国際越境においても、土台として活用できると考えられる。
- 技術的な打ち手について、データ授受を前提としてトラストを担保する対策が多いが、昨今はデータそのものは交換せず、データ共有によって得られる価値のみを共有する、秘密計算、連合学習といった技術も存在する。技術的な打ち手に関し、これら PETs (Privacy-enhancing technologies) も報告書に入れていただき、より早期に実装していくような動きが出来ると思われる。
- 直江委員のご説明内容について、ポリシーがダイナミックに動いている中で、データ政策インデックスはどのような頻度で改訂されているものかご質問させていただきたい。
 - ◇ 今のところ明確には決定されていないが、定期的にモニタリングしつつ、出来る限り更新してきたいと考えている。政府の方からも、様々な法規制のアップデートに関する情報を随時いただければ非常に有意義なものとなる。
- 中島委員のご説明内容について、製造業系の産業データ流通を考える際に、法的な側面でのデータ越境規制よりも、企業間のデータガバナンス・トラストが課題になってくるという理解か。
 - ◇ 法的な側面について、企業として関心がないわけではなく、悩ましい問題として捉えている。企業によっても状況・対応に濃淡があるが、特定国への対応の心配をする前に、企業間データ連携に伴って、どのシステムに何のデータがあるか、データ取得自体が課題となる企業が多い。その上で、誰に対してどういったデータを共有するか越境の課題となり、企業として一つ一つの課題を潰していく必要がある。
- 直江委員のご説明内容について、越境データ政策インデックスについて各国の政策についてネガティブな評価と見ることも可能であり、外部投資に対するディスインセンティブな内容もありうると考えており、中国国内の企業のリアクションについて議論があればご共有いただきたい。
 - ◇ 今のところ、中国側から越境データ政策インデックスに対して具体的なフィードバックはいただいていない認識である。本インデックスは、制限的政策が与える経済的インパクトについて言及しており、越境データ移転を可能にすることで得られるベネフィットに焦点をあてている。
- 中島委員のご説明内容について、ドイツでは外部エコシステム連携が進んでいるとのことだが、中国に対してデータ越境の特例扱いを要求するような交渉チャネルなどが存在するか、ご質問させていただきたい。

- ◇ ドイツと中国の間で、現時点で特別な交渉等はなく、一般的なコミュニケーションとしてドイツ IDSA 等が中国国内でウェブナーを多く開催し、メッセージを発信している認識となる。Manufacturing-X や、Catena-X 等の状況については、10 月にドイツ側の関係メンバーについて確認させていただく。
- 政府だけでなく、企業におけるデータローカライゼーション・囲い込み、また米国でもセクターでのボランタリーコミットメント・お願いのような施策が行われる中、国家による法規制の制約含めて、官民両方の視点で現状を理解していくことが重要と感じている。
- 合わせて、情報を共有するための横断的なメカニズムが明確に確立されていない中、名称・ターミノロジーを含め、データの定義といった部分から共通理解を合わせながら、検討を進めていくことが重要と理解した。

5. 閉会